

分担金算定要領の改正（案）

1. 算定基準の数値は、1,400万円とする。
 2. 各県分担金算定額
 - (1) 各県均一定額は、2万円とする。
 - (2) 会員数比例分担金
 - ア 会員数比例額 = 会員数 × 1人当たりの分担金単価
 - イ 1人当たりの分担金単価
$$\frac{1,400 \text{万円} \times \text{各県均一定額} (2 \text{万円} \times 51 \text{県})}{\text{会員総数}}$$
 - ウ 会員数比例単価は、数年間（3～5年）は増額しないものとする。
 - (3) 多数会員減額
 - 3,000人を超える会員数比例減額
 - = 3,000人を超える会員数 × 1人当たりの減額単価
3. 分担金の算定要領の改正は、平成31年度からとする。